

申請の手引き

申請書名	住 宅 用 家 屋 証 明 申 請 書
添付書類等	(1) 個人が新築(増築)した住宅用家屋の場合 - 次のア、イ、ウ、エのいずれか(すべて写し可) - ア 登記事項証明書(全部事項証明書) - イ インターネット登記情報提供サービスから取得した書類 (「照会番号」・「発行年月日」の記載されたもの) - ウ 書面申請の登記完了証、及び不動産登記情報 (登記事項要約書又は登記申請書) - エ オンライン申請の登記完了証 (登記官の印があり、「申請情報」の記載のあるもの) - 住民票(写し可) <u>※未入居の場合は申立書も併せて必要です</u> - 印鑑(申請に来庁される方のもの) - 検査済証又は建築確認済証(写し可) - 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の認定を受けたものは、認定通知書 (原則として原本提示) (2) 個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用家屋(建売住宅)の場合 1～5まで 上記(1)と同じ - 家屋未使用証明書(原本提出)及び取得日のわかる譲渡証明書(写し可) - 売買契約書・売渡証書等、取得年月日が確認できる書類 (3) 個人が取得した建築後使用されたことのある住宅用家屋の場合 ※令和4年4月1日以降、昭和57年1月1日以降に建築された家屋の建築年数の要件が撤廃されました。 1～3まで 上記(1)と同じ - 売買契約書又は売渡証書(競落の場合、代金納付期限通知書)の写し - 建築年が昭和56年12月31日以前の家屋(耐震基準適合証明書・住宅性能評価書・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証明する書類のいずれか 写し可) (4) 特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの 1～5まで 上記(3)と同じ ただし1は「登記事項証明書」(写し可) - 増改築等工事証明書(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用 写し可) - 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証明する書類(給水管・排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る工事に要した費用が50万円を超える場合のみ 写し可) ※抵当権設定登記の場合は、抵当権設定金銭消費貸借契約書等(写し可)も添付のこと
手数料	1通につき 1,300円
問い合わせ先	税務住民課 資産税班 電話番号 043-496-1173